

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和3年9月24日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利
- 2番 藤田尚美
- 3番 秋山泉
- 4番 長田麻美
- 5番 山本伸子
- 7番 伊藤裕一
- 8番 石原幸雄
- 9番 柳井哲也
- 10番 甲斐徳之助
- 11番 池辺己実夫
- 12番 加川裕美
- 13番 北島登
- 14番 杉森弘之
- 15番 須藤京子
- 16番 黒木のぶ子
- 17番 守屋常雄
- 18番 諸橋太一郎
- 19番 市川圭一
- 21番 遠藤憲子
- 22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	飯 島 希 美
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

令和3年第3回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和3年9月24日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第43号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第44号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第45号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第47号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6. 議案第48号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7. 議案第49号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第50号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第10. 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 日程第11. 認定第 1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12. 意見書案第 7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程第13. 意見書案第 8号 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について
- 日程第14. 意見書案第 9号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について
- 日程第15. 意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について
- 日程第16. 意見書案第12号 県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について
- 日程第17. 意見書案第13号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第18. 決議案第5号 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について

日程第 19. 議案第 55 号 調停について

日程第 20. 議員提出議案第 3 号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 21. 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 22. 環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 23. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第55号の1件、議員提出議案第3号の1件が提出されましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、日程第1、議案第43号ないし日程第10、議案第52号の10件、日程第11、認定第1号の1件、日程第12、意見書案第7号ないし日程第17意見書案第13号の6件、日程第18、決議案第5号の1件を一括議題といたします。

○

議案第43号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第45号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第47号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第48号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第51号 工事請負契約の締結について

議案第52号 工事請負契約の締結について

認定第1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

意見書案第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

意見書案第8号 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について

意見書案第9号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について

意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について

意見書案第 1 2 号 県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について

意見書案第 1 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

決議案第 5 号 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について

○杉森弘之 議長 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和 3 年 9 月 2 4 日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 藤 田 尚 美

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 43 号	牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 44 号	牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 45 号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 51 号	工事請負契約の締結について	原案可決

意見書案第 8 号	福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第 10 号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第 13 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	原案可決
決議案第 5 号	会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について	原案可決

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告。

令和 3 年 9 月 10 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る 9 月 16 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 4 3 号は、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、文言及び引用条項の整理を行うものです。

審査に当たり委員からは、個人情報の提供先について法律では幅広く規定しているが、具体的にはどのような提供先があるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、従業員、公務員であった者が退職し、次の仕事に就いた場合、個人番号を含む個人情報を前事業所、官公庁が本人の同意を得た上で、次の使用者に必要な範囲で個人情報を提供するときに制限除外とされるものであり、具体的には源泉徴収票などに記載されているマイナンバーの使用などについて事務を簡素化するための条項の追加であると考えているとの答弁がありました。

議案第 4 4 号は、牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、議案第 4 3 号と同じく、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、文言及び引用条項の整理を行うものです。

審査に当たり委員からは、この条例改正による市民への影響について質疑がなされ、市執行部からは、従前は個人情報に訂正が生じた場合は総務大臣に対して改めて書面で通知することになっていたが、過去にそのような事例がなく、これまでどおり訂正情報をネットワーク回線により送信することで事務は行えているので、影響はないものと認識しているとの答弁があり

ました。

議案第45号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法等の改正に伴い、個人の市民税に関して医療費控除におけるセルフメディケーション税制の適用期間の延長等に対応するため所要の改正及び文言の整理を行うものです。

審査に当たり委員からは、セルフメディケーション税制の適用を受けるには領収書等の証明書類の添付は必要か、また医療費控除との関係について質疑がなされ、市執行部からは、この税制の適用を受けるためには確定申告をする必要があり、その際に明細書を作成し、提示または提出することになる。医療費控除については、医薬品のほかに病院や診療所での治療費も含められるが、セルフメディケーション税制は市販の医薬品等に限られるので、いずれかを選択して控除を受けることになるとの答弁がありました。

議案第51号は工事請負契約の締結についてであります。

本件は、防災情報伝達システムの更新を行うため、プロポーザル方式により業者を選定し、日本電気株式会社茨城支店と5億1,590万円で工事請負契約を締結するものです。

審査に当たり委員からは、従来のアナログ式防災無線では場所によって聞き取りにくい場所があったが、防災無線のデジタル化工事によりそれらが改善されるのか、また、防災無線子局の設置数の見直しについて質疑がなされ、市執行部からは、机上の計算では既設のスピーカーと比較して音の伝達が約2倍であり、上下に音が広がりにくい高性能スピーカーを一部に使用することになるため、子局の直下においても良好な状態で聞くことができる。子局の数については、既存の114基から96基に減らす予定であるが、高性能スピーカーを使用することで市内全域をカバーできるとの答弁がありました。

また、委員からは、約4年半という長い工期の契約となる理由について質疑がなされ、市執行部からは、5億1,590万円という巨額な契約であるため、毎年の支出額を平準化する目的で長い工期としている。初年度は主として親機の更新や、電波使用の免許の申請を行い、来年度以降は各子局の更新を行い、全ての工事が完了後に市へ移管される。支払いについては、年度ごとの出来高により支払いをしていくとの答弁がありました。

さらに、委員からは、この工事の完了後は防災無線の空白地帯が解消されるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、これまで防災無線が設置されていなかったひたち野うしく地区に3基設置する予定であり、他の地域についてもスピーカーの位置や高性能スピーカーの設置条件等をクリアした上で、市内全域にくまなく聞こえるように整備していきたいとの答弁がありました。

意見書案第8号は、福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出についてであります。

本件は、福島第一原発事故による汚染水の海洋放出の取りやめを求めるとともに、汚染水の取扱いについて地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞くこと、福島第一原発の敷地内の7・8号機建設予定地等を利用して大型貯蔵タンクを建設すること、及び凍土遮水壁方式から鋼板やコンクリート壁などを埋め込み遮水する方式に転換することを求めるものです。

審査に当たり委員からは、汚染水の海洋放出による環境汚染だけでなく、漁業を生業としている方たちに多大な負担を強いることになるので、茨城県としても汚染水の海洋放出を取りやめるよう国に求めることや、汚染水の地上保管の継続を国に求めることは当然であるとの意見がありました。

意見書案第10号は、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出についてであります。

本件は、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴うことや、一部の資格証では旧姓の使用が認められないこと、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じていることから、国において選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう求めるものです。

意見書案第13号は、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてであります。

本件は、地方自治体によるコロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる状況において、その財源確保のための地方税制の充実確保を強く求めるものです。

決議案第5号は、会計年度任用職員の適正な任用のためにフルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議についてであります。

本件は、会計年度任用職員のフルタイムへの任用希望について意向確認を行い、適正な希望者をフルタイム化することや、常勤職員採用における年齢制限を撤廃することにより、会計年度任用職員にフルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求めるものです。

審査に当たり委員からは、常勤職員より勤務時間が1日僅か15分短縮されていることによりパートタイム職員とされ、退職金の支給対象外、保険、年金等でも大きな格差となっている。また、会計年度任用職員は、常勤職員の補助的な仕事を行うとされているが、専門資格を持つ会計年度任用職員も多い。このように、牛久市の行政を支えているとも言える会計年度任用職員に、フルタイムと常勤職員採用への道を開くべきとの意見がありました。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第43号及び議案第44号は賛成多数により、議案第45号及び議案第51号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第8号、意見書案第10号及び決議案第5号は賛成多数により、意見書案第13号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、市役所庁舎の現状と今後の対応についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、長田教育文化常任委員長。

令和3年9月24日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 長 田 麻 美

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第52号	工事請負契約の締結について	原案可決
意見書案第7号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について	原案可決

〔教育文化常任委員長長田麻美議員登壇〕

○長田麻美 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和3年9月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第52号は工事請負契約の締結についてであります。

本件は、令和3・4年度中央生涯学習センター改修工事（第1期）請負契約についてであります。契約方法は一般競争入札、契約金額は3億6,960万円、契約内容は中央生涯学習センターの外壁改修及び屋上防水工事を行うものであります。

審査に当たり委員からは、改修工事における財源構成についての質疑がなされ、市執行部からは、市の起債が9割、公共施設等総合管理基金からの繰入れが1割であるとの答弁がありました。

意見書案第7号は、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてであります。

本件は、国会及び政府に対し、地方教育行政の実情を十分認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること、義務教育費国庫負担制度を堅持することを強く要請するものであります。

以上2件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第52号及び意見書案第7号について、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、甲斐保健福祉常任委員長。

令和3年9月24日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 甲 斐 徳之助

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
意見書案第9号	出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について	原案可決

〔保健福祉常任委員長甲斐徳之助議員登壇〕

○甲斐徳之助 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和3年9月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る9月17日委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

意見書案第9号は、出産育児一時金の増額を求める意見書の提出についてであります。

本件は、令和元年の出生数は85万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し過去最少となり、少子化克服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であります。子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めるものであります。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、意見書案第9号につきましては、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、池辺環境建設常任委員長。

令和3年9月24日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第46号	牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第12号	県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について	否 決

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和3年9月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月17日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第46号は、牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、牛久市内には都市公園と一般公園があるが、本条例はどちらの公園に適用されるのかについて質疑がなされ、市執行部からは、本条例の対象は24の都市公園となっているが、別に定めている牛久市公園条例の中では、一般公園についても本条例に定める基準等に適合するよう努めることとされているとの答弁がありました。

意見書案第12号は、県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下

げを求める意見書の提出についてであります。

本件は、茨城県南水道企業団が県から購入している県水の契約水量と実績に大きな乖離があり、今後その差が広がることが予測されるとともに、県の用水事業が黒字であることから、契約水量を実態に合わせ速やかに見直しすること、及び県水の値下げを行うことを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、茨城県南水道企業団において料金改定を行うこととなっているが、市民にとって大きな負担である。現状では県との契約水量と実際の使用量に大きな差があり、使わない水にお金を払っている状況である。契約水量の見直し等については、茨城県南水道企業団も県へ申入れをしているところであるが、牛久市議会としても意見書の提出を行うべきであるとの意見がありました。また、委員からは県では県南広域から県西広域へ水の融通を行う計画もあると聞いており、意見書の提出についてはその状況を見極めてからでもよいと考えることから、意見書の提出には賛同しかねるとの意見がありました。さらに、委員からは、人口減少は歯止めがかからない状況の中で、水道水に対する需要が低くなっている現状もある。今後水道管の老朽化の問題にも対応する必要がある、少しでも利用者の負担を抑えていく必要があることから、本意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第46号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと、また、意見書案第12号は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

なお、太陽光発電等の再生エネルギーに係る条例等の整備についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決定し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、須藤予算常任委員長。

令和3年9月24日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会

委員長 須藤京子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第47号	令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第48号	令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第49号	令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第50号	令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

〔予算常任委員長須藤京子議員登壇〕

○須藤京子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和3年9月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月21日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第47号は、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）でありまして、既定の予算額に11億6,246万円を追加し、予算の総額を293億8,008万7,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為について補正するものです。

初めに、経営企画部所管の歳入歳出について委員からは、市役所庁舎屋上の看板にまちづくりの将来像を掲げるようになった目的、経緯などについて質疑がなされ、市執行部からは、屋上に看板を設置した当時の記録はないが、平成3年の記録によれば市民憲章を掲げ、まちづくりの将来像について市民に共有してもらうことを目的としていたものと考えており、平成25年には第2次総合計画のまちづくりの将来像を、平成25年10月には第3次総合計画の文言に変更する業務を行っている。庁舎屋上の看板は基礎が屋上と一体化している構造であることから、新たに設置するよりも大幅に経費が削減できると考え、既設の看板の文言を変更するための補正予算を計上しているとの答弁がありました。

また、委員からは、各種イベントの中止等による繰越金の増額に対する執行部の考え方につ

いて質疑がなされ、市執行部からは、実質収支額が8.6%という高い割合になったと認識しているが、県内39市町村においても3から5%を超える結果となっている。実質収支は3から5%が望ましいという考え方もあるが、令和2年度においては三度にわたり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、各課から要求されたコロナ対策費を含む様々な事業費についておおむね予算措置ができたことから、効率的かつ市民サービスの低下とならない予算執行を行った結果の余剰金と考えている。今後においては、コロナ対策費として予算要求があった場合には内容を精査し、必要な事業については財政調整基金を取り崩してでも予算計上していくとの答弁がありました。

次に、市長公室、総務部、市民部所管の歳入歳出について、委員からは、ふるさと納税の収支について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度の寄附金の受入額が6,308万円で、返礼品等の経費が2,918万円であり、牛久市民が他の自治体へ寄附したことによる市民税の減収分としては1億6,007万円となっており、収支はマイナス1億2,617万円である。今年度については、現在の受入額が1,858万1,000円であるとの答弁がありました。

また、委員からは、交通安全施設を新設する事業について、今後においても通学路の危険箇所は少なからずあるものと認識しているが、当該事業が毎年400万円前後の予算で行っているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度までの通学路安全プログラムの積み残しに関しては、今回全て組み込んで補正予算を計上しており、今年度に新たに上がったものについては、路面標示の塗装面積を少なくするなど予算軽減の手法を検討することにより、今年度の予算で対応したいと考えている。また、今年度のプログラムが完了していないため、ほかに危険箇所がどの程度あるか把握し切れていないが、必要に応じて来年度の予算を多めに要求するなどして危険箇所が少なくなるよう対処していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員からは、当該事業は教育委員会の牛久市通学路交通安全プログラムに基づくものかとの質疑がなされ、市執行部からは、今回の補正予算については昨年度までの調査結果を基に、その後の行政区からの要望やこれまでの未対応箇所に加え、見通しのよい幹線道路の抜け道となっている速度の上がりやすい箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットがあった箇所、見守り活動を行っている地域の住民から改善要望のあった箇所などの観点を踏まえ、新たにピックアップしたものを追加しており、これらは教育委員会を中心に関係各課で協議し、まとめたものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管の歳入歳出について委員からは、小・中学校の空調設備の更新について質疑がなされ、市執行部からは、実施設計について、最近は国の補正予算に応じ、補助金が割り振られる傾向があるため、速やかな補助申請ができるよう、数か所の設計済み分を準備し

ておきたい。また、空調更新工事については、ひたち野うしく中学校を除く小・中学校において、現在内機881台、外機369台があり、普通教室については、平成18年にまとまった整備をしているため、今後は大量の更新が予想される。この先3か年分程度の更新工事については割り振り済みであり、補助金を繰り入れて行っていく予定であるが、故障については単費で修理対応する。古い学校から順次更新を行っていくとの答弁がありました。

また、委員からは、学校の防火設備の改修について質疑がなされ、市執行部からは、定期点検は建築基準法に基づくもの、消防法に基づくものがあり、点検後シャッターの機能や防火扉の開閉のスピードや重量などの指摘があり、不適合なものに対する是正すべき事項が多数であるとの答弁がありました。さらに委員からは、施設整備についての質疑がなされ、市執行部からは、建築基準法における定期点検の指摘事項について、3年ごとに行われる次回の定期点検までに改善できるよう予算計上と工事を行っている。指摘内容としては、外壁のクラック、屋上のドレーンの詰まりによる排水不良、ダムウォーターの不適合などがあり、危険箇所に対しては速やかに対応しているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、保育園新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業で購入する消耗品とその購入方法について、用途を確認するのは補助金精算時なのかとの質疑がなされ、市執行部からは、消耗品は、消毒用アルコール、ペーパータオル、消毒に関するものを購入し、その消耗品の購入は、各園で購入し、用途の確認については補助金精算時に行っているとの答弁がありました。

また、委員からは、子育て世代支援包括センター事業の産後ケア事業について、対象は、今年度から産後4か月から1年未満の母子に、回数も5回から10回に変更となったが、回数の変更は市独自の決定なのか質疑がなされ、市執行部からは、回数の変更は市独自で決定し、対象年齢は、国が決定しているとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部所管について委員からは、通学路の安全確保のため市道を改良舗装する事業に係る、安全対策を実施する工事等の具体的な内容について質疑がなされ、市執行部からは、車止めのポールやガードパイプを設置する交差点対策として9か所、歩道と車道を隔てるようにセーフティパイプを設置する歩行者通行対策が3か所、幅員を部分的に狭くすることでスピード抑制を図る狭窄対策が1か所となる予定であるとの答弁がありました。

議案第48号は、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に3億3,127万1,000円を追加し、予算の総額を78億3,542万9,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものです。

審査に当たり委員からは、国民健康保険支払準備基金積立金として1億1,042万5,000円、この同額を9月補正で取崩しを行い、一般会計に約2億円戻していることについて質

疑がなされ、市執行部からは、それぞれの会計ごとに前年度実質収支が出た場合、実質収支の半額以上の金額を決算の翌々年度までに基金に積立てを行うか、起債などがある会計については繰上償還を行うという財政ルールがあり、そのルールにのっとり、前年度繰越金の半額を積み立てているとの答弁がありました。

また、委員からは、会計上の処理で一般会計に約2億円を繰り出しているが、来年度4月から国民健康保険税の賦課方式が変わり、保険税の増額や減額となる方がおり、今後この保険税の内容については議論があると思うが、2億円の基金積み増しをしておけば、市民要求の保険税の激変緩和とか給付が必要になったときに対応できると考えられるが、そのような検討等はされなかったのか、また今後国保が赤字になったときに一般会計からの繰入れは可能なのか質疑がなされ、市執行部からは、国保税については、令和4年度から方式変更となり国保運営協議会で議論している。その中で実質収支の一部でも基金化し、特別会計の中で活用する案は、決して考えていなかったわけではないが、令和2年度に関しては、過去の赤字等もあり全額一般会計に戻した。しかし、令和3年度以降黒字となったら全て一般会計に戻すということではない。現在国保運営協議会の中で、将来に備える部分と過去から20億円の赤字を精算する部分とのバランスを取り、今後財政課と国保で備える部分の相談をしていくとの答弁がありました。

議案第49号は、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に5億5,917万4,000円を追加し、予算の総額を65億1,085万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものです。

審査に当たり委員からは、介護保険給付費準備基金の残高について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度末時点で14億4,542万123円であるとの答弁がありました。

議案第50号は、令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について補正するものです。

以上、4件であります。

付託されました案件につきまして審査の結果、本委員会に付託されました案件は、いずれも全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、藤田決算特別委員長。

令和3年9月24日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 藤 田 尚 美

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
認定第1号	令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認 定

〔決算特別委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 決算特別委員長 決算特別委員会委員長審査報告。

令和3年9月3日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、以上、1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る9月3日、13日、14日、15日の4日間にわたり委員会を開催し、13日には住井すゑ文学館の現地視察を行うとともに、13日、14日、15日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第であります。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部等、市民部所管の歳入歳出について委員からは、法人事業税交付金の算出根拠について質疑がなされ、市執行部からは、令和元年度の税制改正による市町村の法人税割の引下げ分を補填する目的で創設されたものであり、令和2年度に関しては法人事業税の3.4%に相当する額を市町村の従業者数で案分して交付されている。また、令和2年度の交付金額は、経過措置により全額が法人税割額を基準として算定しているとの答弁がありました。

また、委員からは、令和2年度から事業が開始されたデマンド型公共交通サービスの利用料収入額と、利用料金見直しの検討について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市乗合タクシー運行納付金として124万4,500円の収入となっている。利用料金の見直しについては、

令和2年10月にスタートした新規の事業であることから、現在は見直しについては考えていないが、令和2年度の利用収入の総額を利用者数2,316人で割ると利用者1人当たり554円となり、多くの利用者が乗合割引等の割引料金での利用であることを踏まえ、今後は利用料金について検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う令和2年度の職員の時間外勤務の状況と、増加する時間外勤務への対応策について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度は社会福祉課が特別定額給付金業務により時間外勤務が増加しており、令和元年度末には、学校対応のために学校教育課や教育企画課の時間外勤務が増加している。令和元年度と令和2年度には確定申告の申告期限が延長された影響により、賦課までの期間が短くなったため税務課の課税業務に関する時間外勤務が増加している。その一方で、イベント業務を持つ部署ではイベントの中止により時間外勤務が減少している。対応策としては、ワーキングチームを設けたり、他の部署からの職員の動員体制等により対応し、時間外勤務の縮減を図っていきたいとの答弁がありました。

その他、委員からは、地域コミュニティ活性化事業補助金の使途基準及び補助金額の見直しについて質疑がなされ、市執行部からは、明確な使途基準は設けていないが、毎年担当職員が各行政区に出向き、補助金が適正に使われているか決算書や領収書等を見て確認しており、もしも不適切な使途があれば是正を求めることを考えている。補助金額の見直しについては、現在の補助金額で「たまり場」を実施している31行政区の事業運営に支障はないと考えているため、7万円の補助金額を維持していきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、コロナ感染症収束後のオンライン教育の在り方について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市における「学びあい」の教育方針や、協働的な学びを深めるといふことにおいても、海外の学校との交流をリアルタイムで行うことができる等のオンライン教育はプラスになっており、学習用タブレットを活用しながら今後も継続していくとの答弁がありました。

また、委員からは、先般の他県小学校における学習用タブレットのチャット機能を使用したいじめ自殺の問題を受け、使用方法についてどのようなルールづくりがなされているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、警察や携帯電話会社、メディア教育指導員・ストップイットのサポーターを講師として招き、全学校で情報モラルの授業を行っているとの答弁がありました。

また、委員からは、おくの教育義務学校での特色ある教育活動についての質疑がなされ、市執行部からは、SDGsの授業において、答えのない課題に対し皆で話し合いながらよりよい答えを探していくということを実践し、知識の獲得だけではない、創造性や探求性、協働性を

学ぶ授業を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、牛久運動公園のプールの今後の見通しについて質疑がなされ、市執行部からは、今後プールとして再開できるのか等について、修繕に必要な経費や再開後の利用見込み等を検討し、慎重に判断していくとの答弁がありました。

また、委員からは、学校施設の改修費について、施設整備工事に予備費から612万円充用された理由について質疑がなされ、市執行部からは、エアコンの突発的な故障に対応するために充用したもので、令和2年度はエアコン整備に3件で約1,280万円の支出を要したとの答弁がありました。

その他、委員からは、牛久市ワイン文化日本遺産協議会の取組内容について質疑がなされ、市執行部からは、地域文化財総合活用推進事業として、新商品開発のワークショップ、観光ツアーガイド育成事業、観光客への嗜好性調査を行った。新商品開発のワークショップについては、ワインを使ったスイーツの開発を市内の高校と甲州市の高校で行い、日本遺産専用ウェブサイトレシピを公開しており、新商品開発については、今後開発してくれる会社を探し、売店や市内菓子店で販売していきたい。また、観光ツアーガイド育成事業については、令和2年度は牛久シャトーの職員に対して研修を実施した。今後牛久シャトー施設内の非公開部分については、ガイドつきで公開し、それを有料化することで観光に付加価値をつけていくことを検討しているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、特別障害者手当等給付事業の申請件数、受給者の年代別構成、対象者への周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度の申請者数は5人、その内受給決定者数は3人、年代別構成は20歳代、40歳代、70歳代がそれぞれ1人ずつとなっている。障害児福祉手当は申請者と受給決定者数ともに1人であり、令和3年8月時点の特別障害者手当の受給者は45人、障害児福祉手当の受給者は37人となっている。年代別構成については把握していないが、障害児の受給者が494人、障害者の方が527人受給している。対象者への周知方法については、障害者手帳の申請時、市のホームページ、障害者向けのガイドブックを通して周知に努めているとの答弁がありました。

また、委員からは、令和2年度の児童虐待件数とその詳細、病児・病後児保育事業補助金事業によりこの対応ができる保育園の件数、新型コロナウイルス感染症対策について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度の児童虐待に関する対応件数として、実人数が169人、対応の延べ件数は1,647件となっている。このうち、児童相談所に対応を依頼した件数は把握していないが、児童相談所と協議が必要な場合には、その都度ケース会議を開き、電話での相談を行う等対応している。また、病児・病後児保育事業補助金を交付しているのは、つつじが丘ふたばランド保育園、牛久ひかり保育園、牛久ふれあい保育園、ひたち野うしく保育園つ

くしんぼ、牛久みらい保育園、牛久めぐみ保育園、牛久さくら保育園、牛久文化認定こども園の8施設である。新型コロナウイルス感染症対策については、家族の方がPCR検査を受け、その濃厚接触者となった場合には、病児・病後児保育でカバーするのではなく、登園の自粛を求める対応をしているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、令和2年度の大人の風疹抗体検査と予防接種の実績及びコロナ禍の中で妊婦・乳幼児とその保護者に対して教室・相談事業はどのような状況だったのか質疑がなされ、市執行部からは、大人の風疹抗体検査と予防接種の実績については、抗体検査の受診者は844人、1年目と2年目を合わせて3,100人、28.9%の実施率となっている。抗体の低い方の1年目は519人、2年目は187人、合わせて706人であり、検査をした方の22.8%となっている。この706人のうち530人、75.1%が予防接種を受けている。また、妊婦・乳幼児とその保護者に対して教室・相談事業は、サンデーファミリークラスとして日曜日に沐浴指導等を組み入れている。しかし、コロナ禍の関係で年間5回実施予定のところが2回の実施となった。あわせて出張沐浴レッスンを35件開催するなど、令和2年度は感染対策を取りながらの訪問による個別指導によって、より生活に密着した指導ができ、大変メリットがあったとの答弁がありました。

次に、環境経済部等、建設部所管について委員からは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者に対して実施した支援制度のうち、牛久市事業者支援金は当初の見込みより交付件数や交付額が少なかったのに対し、新型コロナウイルス感染症対策補助金については補正予算の編成も含めて大幅な交付件数及び交付額が増となったことについて、その理由を含めた見解について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市事業者支援金は30%以上50%未満の減収となった事業者を対象とした支援金であったが、50%以上の減収となった事業者が多く、国の持続化給付金を受けた事業所が多かったのではないかと推測している。また、新型コロナウイルス感染症対策補助金については、新型コロナウイルス感染症対策に対して事業者の高い関心を背景に、活用が進んだ結果であると考えられ、意義のある補助金であったと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、令和2年度における調整池整備工事の実施状況について質疑があり、市執行部からは、下町緑地の整備及び結束川の拡幅整備の中で調整池の整備工事を実施したとの答弁がありました。さらに委員からは、都市公園及び一般公園における公園整備工事と解体撤去工事の内容について質疑があり、市執行部からは神谷地内の公園における給排水設備として水道の引込みと下水道への接続工事、上池親水公園におけるトイレを和式から洋式便器に変更する工事、及び田宮東街区公園の滑り台の撤去工事を行ったとの答弁がありました。

次に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、歳入の保険者努力

支援分について令和2年度の牛久市の状況及びコロナ禍の中の特定健診の取組について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度の保険者努力支援分については、牛久市の獲得点数合計が995点満点中449点であり、得点率45.1%、県内の順位は22位となっている。令和元年度と比較して得点率が下がった主なものとして、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率、メタボ該当者及び予備群の減少率で得点率がマイナス10.9ポイント、糖尿病等の重症化予防の取組実施状況についてもマイナス33.3%、後発医薬品促進の取組使用割合についてマイナス18.2ポイント、収納率向上に関する取組の実施状況ではマイナス55%の結果となり、順位を大きく下げた要因となった。また、コロナ禍の中の特定健診の取組について、特定健診委託料の単価等の改定はなく、健診受診者減に伴う委託料の減額となっている。令和2年度の集団健診の受診者数は1,868人であり、前年度の4,609人から大幅減となっているが、これは感染拡大防止のために集団健診の1日の受診受入れ件数を300人から、120人に限定して実施したことから、集団健診の受診者数が大きく減少したものである。そのため代案として、医療機関において個別受診を推奨し、その結果、個別受診者数が令和元年度1,221人だったものが、令和2年度は1,439人と200人以上増加したものの、集団健診の大幅減少を補うまでに至らなかった。受診率向上の取組として、本年度は引き続きはがき等で医療機関での個別受診を推奨し、償還払い制度について周知していく予定であるとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計について委員からは、居宅介護者数が543人、施設介護者が428人と居宅介護者が多くなっている中で、居宅介護の住宅改修費の種類と限度額及び福祉用具の種類と限度額について質疑がなされ、市執行部からは、住宅改修費の上限は20万円であり、引っ越しした場合や要介護区分が大きく上がった場合には再度対象となる。その種類としては、廊下やトイレなどへの手すりの取付け、床の段差の解消、滑りにくい床材への変更、和式から洋式便器への取替え、開き戸から引き戸への変更の5項目となっている。福祉用具はレンタルと購入があり、レンタルの場合は要介護区分に応じた支給限度額が適用され、本人が受ける他の給付と合わせた上限額となる。種類としては、車椅子や歩行器、特殊寝台など13品目あるが、要介護区分によっては利用できないものもある。購入の場合は1年間で10万円が上限となり、種類としては、腰掛便座や入浴補助用具、簡易浴槽などの5品目となっている。なお、住宅改修、福祉用具いずれも1割、2割、3割の本人負担があり、事前の申請手続が必要な場合もあるとの答弁がありました。

青果市場事業特別会計について委員からは、青果市場の職員体制について質疑があり、市執行部からは、現在は4人体制であるが、とくとく市を開催する際には所管課全体で対応するとの答弁がありました。

下水道事業会計について委員からは、令和2年度末における企業債の件数及び返済完了予定時期について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度末における件数は140件であり、返済完了時期については令和3年度から令和4年度となっているとの答弁がありました。また、委員からは公営企業会計へ移行したことによる利点について質疑があり、市執行部からは経営状況を把握する上で、固定資産、減価償却の概念を導入することで、単年度に限らない先を見据えた健全な経営を行うために必要な財務諸表を調製することができる点が挙げられるとの答弁がありました。

付託されました認定第1号について審査の結果、全会一致により内容適切なものと認め、認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時44分休憩

午前11時03分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、各委員長への質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。8番石原幸雄議員。

〔8番石原幸雄議員登壇〕

○8番 石原幸雄 議員 意見書案第7号、意見書案第10号及び意見書案第12号、3件についての反対討論をいたします。

まず、意見書案第7号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書案に対する反対討論。本意見書案は、趣旨においては賛同するものの、以下の2つの理由により反対であります。

第1に、本意見書案は、これまで数回にわたって提案されてきたものであるが、今回提案されているものと令和元年及び令和2年に提案されたものとを比べて見ると、タイトルが全く同一であること。また、令和元年及び令和2年に提案されたものについては、提案理由が全く同一の文章である一方で、今回の提案理由や要請内容は、前の2回分とは若干異なるものの、趣

旨内容が同一であること。これらの事実から、毎年このような意見書を提出することには生産性が感じられないこと。

第2に、本意見書案は義務教育費の国庫負担制度の堅持を主張しているが、我が国の最高法規である日本国憲法第26条において、義務教育はこれを無償とするとの規定があり、この規定により、義務教育費の国庫負担制度の堅持は当然であると解されていること。したがって、わざわざこのような意見書を通じて、義務教育費の国庫負担制度の堅持を主張する必要性が果たしてあるのか、大いに疑問であること。

以上の2つの理由により、本意見書案には反対であります。議員各位の良識に期待し、反対討論といたします。

次に、意見書案第10号、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書案に対する反対討論。本意見書案については、以下の6つの理由により反対であります。

第1に、我が国における法制上の夫婦の同姓は、家族制度の根幹をなす固有の文化であること。

第2に、夫婦別姓の法制化及び法制化に向けた議論は、家族制度の崩壊を助長するものであること。

第3に、夫婦別姓の法制化が世界の潮流であっても、それに追随する必要はなく、我が国固有の文化が維持されてしかるべきであること。

第4に、企業や団体等の職場においては、婚姻者が婚姻前の姓を称することも容認されており、あえて法制化をする必要が認められないこと。

第5に、令和元年7月1日、牛久市議会は選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を既に可決しており、あえて趣旨内容が同一の意見書を今回重ねて提出する必要性がないこと。

第6に、令和3年6月23日、最高裁大法廷において、夫婦同姓を義務化している民法第750条の規定が合憲であるとの判決が下されたこと。

以上の6つの理由により、本意見書案には反対であります。

議員各位の良識に期待し、反対討論といたします。

続きまして、意見書案第12号、県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書案に対する反対討論。本意見書案は、以下の3つの理由により反対であります。

第1に、以下の事実をどのように考えているのか疑問であること。すなわち、令和3年7月16日に茨城県南水道企業団の議会が開催され、今後水道施設の更新等には多額の費用がかかることから、7回にわたる水道運営審議会の答申を経て、平均で23%の値上げとならざるを得ない給水条例の改正案が賛成9名、反対4名の圧倒的多数により可決されたという厳然たる

事実があること。その事実が本意見書案の提出のきっかけとなったことは疑いようもなく、水道料金の問題と本意見書案の趣旨とは関係がないとは言い切れないこと。

第2に、本意見書案は、県南水道企業団が県の企業局から過大な契約水量を押しつけられていると主張しているが、契約水量に関する以下の事実を踏まえれば、県南水道の契約水量は決して過大とは考えられないこと。すなわち、首都圏中央連絡自動車道の開通により、県西地区では企業が増加し、これに伴い水の需要が高まり、切迫する状況にあること。そのことに対応するため、県は昨年3月に関係条例を改正し、県南と県西の広域水道事業を統合するとともに、水量に余裕のある県南地区から県西地区に水の融通をできるようにしたこと。その結果、令和9年頃には県南地区から県西地区に水が融通されることになったが、融通される1日当たりの水量1万4,500立方メートルのうち、県南水道分は6,800立方メートルであること。

そして、第3に7月16日の県南水道議会の議事録を見る限り、水道料金については水道法に基づき、定期的に見直す必要があることから、用水事業者である県の企業局の料金が改定される可能性を否定できず、企業団としても今後とも受水費値下げの要望活動を実施していくとの明確な答弁がなされていること。

以上の3つの理由により、本意見書案には反対であります。議員各位の良識に期待し、反対討論といたします。以上であります。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。22番利根川英雄議員。

[22番利根川英雄議員登壇]

○22番 利根川英雄 議員 意見書案第12号について、県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書案に対する賛成討論であります。

今、反対討論がうるありましたが、私どもの考え方と全く逆と言わざるを得ないものであります。

県南水道の令和2年度決算について見てみますと、茨城県企業局と茨城県南水道企業団、企業長との契約において、需給計画に基づく契約水量は平成23年度から令和2年度まで9万375トンの契約となっています。ところが、実質使用量は、平成29年度は8万3,409トン、平成30年度は8万4,042トン、令和元年度7万8,470トン、令和2年度8万1,604トンとなっており、基本水量と実際の使用水量と乖離しており、この差額は県南水道企業団の負担となっております。料金徴収をできない水にまで支払わなければならない、それが県南水道企業団の経営を圧迫する要因とならざるを得ません。したがって、それが利用者の負担になっているわけであります。

需給計画に基づく契約水量は、茨城県水道条例規則に明確化されておられません。茨城県水道条例第7条第2項に基づけば、基本料金は1日最大水量を基本とすべきと言えます。1日最大

使用水量は毎年変わるわけであり、決められた一方的な水量の押しつけ契約は条例違反とも言えるわけであり、県企業局の県南広域水道は、平成29年度20億5,449万円、平成30年度は21億7,373万円、令和元年度は18億4,631万円の純利益となっております。5年間でも100億円を超える純利益を県南広域水道事業で得ているわけであり、県西用水事業も黒字です。約5年間で22億円、茨城県全体の水道事業はこの5年間で約150億円の大幅な黒字となっているわけであり、これは決算書を見る限り明らかであります。

水道法第1条の目的では、この法律は水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富で低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とすると定めております。公共事業は利益を追求するものではありません。利益が上がれば、当然還元すべきであります。県企業局は、使用しない使用料金の返還をすべきだと考えます。さらに、今後の契約に際しては、実際使用されている1日最大水量を基本とするよう強く求めるものであります。

ちなみに、県南水道企業団は契約のたびにこの基本水量の契約の変更を求めています。さらにまた、県南広域水道加盟団体でも、契約のたびにこの基本水量の変更を県企業局に提案しているところであります。

さらに、これとほぼ同じ意見書、取手市議会では全会一致で採択されました。県南水道企業団に加盟する牛久市においても、県南水道が要求しているこの基本水量の変更、さらには取手市議会でも全会一致で採択されたこの意見書を、皆さんの良識に従って採択されますよう、重ねてお願いをいたしまして、賛成討論いたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 議案第43号及び議案第44号への反対討論を行います。

議案第43号及び第44号は、いずれもマイナンバー制度に係る条例の改正案です。その制度には様々な問題が指摘されています。情報は集積されればされるほど利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステム構築は不可能です。

2017年5月に全面施行した改正個人情報保護法は、法の目的規定の中に、新たな産業の創出が盛り込まれ、成長戦略の1つとして、個人情報の利活用を促進し、匿名化さえすれば、個人情報が本人の知らない間に第三者に提供できる匿名加工情報制度を新設しました。2016年12月に成立した官民データ活用推進基本法は、利用目的の規制や本人の求めに応じて個人情報の提供を停止する措置などは極めて不明確なまま、個人情報の利活用を促進し、国や地方公共団体保有の個人情報を民間企業が活用できるようにしました。そして今、スーパーシテ

イ構想では民間企業への情報提供が具体化されようとしています。また、本人の知らないところで個人情報を利用されようとしています。個人情報保護をないがしろにした民間企業の利益優先のビッグデータ利用の推進には重大な問題があります。

本来、個人に関する情報は、本人以外にむやみに知られることがないようにすべきものです。プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。特に現代の高度に発達した情報化社会では、国家や企業などに無数の情報が集積されており、本人の知らないところでやり取りされた個人情報が、本人に不利益な使い方をされるおそれがあります。

日本の法律では、EUの一般データ保護規則が定めるような個人情報を守るための忘れられる権利やプロファイリングに関する規定が明記されていません。また、政府から独立した個人情報保護について監視する第三者機関もありません。こうした下で、プライバシーを守る権利が侵される危険性があり、私たちはマイナンバー制度に反対しています。よって、議案第43号、議案第44号には反対します。

議員各位の賛同をお願い申し上げます、反対討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 意見書案第7号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について、賛成の立場から意見を申し上げます。

日本国憲法では、義務教育は無償化と定義されておりますが、そのうち義務教育諸学校に要する経費のうち、教職員の給与報酬、国庫負担率は3分の1でございます。残りの3分の2は都道府県の裁量に任されています。教員の配置や加配、全て都道府県の裁量となります。

過般、同様、同趣旨の意見書が提出されたことは承知してございますが、この感染症の中、教育現場は疲弊しております。支援学校の不足、不登校、保健室登校の増加、今教育現場は大変な困窮状態にあります。今こそ35人学級を早急に実施し、またさらなる少人数学級についての検討も必要です。加配の増員、少数職種の配置増など、教職員定数改善は喫緊の課題です。よって、本意見書に対する賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。9番柳井哲也議員。

〔9番柳井哲也議員登壇〕

○9番 柳井哲也 議員 意見書案第8号、福島第一原発事故による汚染水の海洋放出の取りやめを求める意見書案について反対討論をさせていただきます。

誤解のないように最初に申し上げます。福島の漁民が非常に困っているということで、今新聞報道、毎日のように出ております。本当にかわいそうだと思っております。漁業者ばかりではありませんけれども、福島、それから近県に住んでいる方々、東京電力のこの核事故によっ

て大変な、言葉ではもう言い表せないほどの大損害、取り返しのつかない大変なことをして、被害を受けてしまったわけであります。避難している間に家族がショックの余り病気になって亡くなってしまった方、たくさんございます。やっと除染作業が進んだところから戻ってきて、頑張ろうというときに、またこの海洋放出の問題であります。本当にかわいそうでなりません。政府は、補償して何とか納得してほしいと思っているようではありますが、それでも全く足りないとは感じております。それを一番最初に申し上げた上で、反対討論をさせていただきます。

まず、ALPS処理水について、放射性物質が除去されているわけではないのではないかと書かれております。これについては、私はこの文章の表現、疑問を持っております。トリチウムに関しては、確かにフィルターを通して取り除くことができないと。これは、ほとんどの方が知っていることと思います。世界にある原子力発電所、原子力空母、原子力潜水艦、全て希釈して海洋放出していることは、御存じのとおりであります。問題は、福島はこのALPS処理水のことであります。原子炉のメルトダウン部に触れてしまった水、恐らくセシウム135、ヨウ素129など、必ず含まれていることは知られていることとございます。しかし、これらは技術的にフィルターを通して取り除くことは可能と言われております。これは世界原子力機関、オーストリアのウーンにありますけれども、そこでも技術的には十分可能なので、日本のやり方、理解できると言っているわけであります。

しかし問題は、2年後にそれが行われるということで、まだ計画の段階であります。8月に経済産業省の茨城の大臣がわざわざウーンを訪れて説明してきました。ぜひ日本に来てくださいと。専門家がもっと分かりやすい説明をします、計画をはっきりさせます。9月8日にあちらから専門家が来て、その説明を聞いており、日本は世界に向けてこの問題を一生懸命真剣に取り組んでいるところであります。

私はこの日本が大好きです。日本人であることに誇りを持っています。日本が全世界を相手に、いいかげんな説明でごまかして、うまくやっしまおうなどということをやるとは決して思っておりません。福島の人たちを助けたい気持ち、それはよく分かります。だからといって、説明がいいかげんだから、これは認めない、そういう答えを出してはならないと思います。

今、隣国である韓国政府が一生懸命世界を回って、この福島の処理水の問題、大反対運動をやっております。それに賛同して、日本からの輸入品はやめよう、かなりの国が輸入しておりません。しかし、この二、三日中、朗報がありました。皆さんも知っていることと思います。アメリカが21日に、今月のですよ、解禁しました。EUもその流れで、答えを日本にくれているわけであります。やっとこれで日本の世界に対する説明、一生懸命数値を示して安全なんですよと言っていたことが、分かってもらえるようになった。そういうときに、日本国民である我々が、政府のやり方は信用できない。駄目だ。認めるわけにいかない。そういうことであ

っていいのでしょうか。日本の国の原子力規制委員会は、今回の放出基準1リットル当たり6万ベクレル、決めております。ちなみにWHOが発表している飲料水のガイドライン、1リットル当たり1万ベクレルとなっております。飲料水は1万ベクレル以下が望ましいであろうということでもあります。それでは、福島処理水、何ベクレルで放出しようとしているのか。この提出した人は知っていると思います。1リットル当たり1,500ベクレルであります。できるだけ抑えて、安全性を保った上で、世界に理解してもらう形で一生懸命頑張っているところで、私たちがそれを認めない。それでいいのでしょうか。やはり説明が駄目だから認めないではなくて、説明はきっちり分かっているんだけど、でも福島の人たちかわいそうじゃないか。この問題は峻別して進めていくべきではないでしょうか。皆様方の御理解をいただきたく、私の反対討論とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。3番秋山 泉議員。

[3番秋山 泉議員登壇]

○3番 秋山 泉 議員 意見書案第9号、意見書案第10号について賛成討論を行います。

意見書案第9号、出産育児一時金の増額を求める意見書について。

出産育児一時金は、出産に要する経済負担を軽減するため1994年に創設され、30万円で始まった支給額も2006年には35万円、2009年1月に38万円、同10月に42万円と段階的に拡充、その上で42万円の引上げ時には、出産時に多額のお金を用意して立て替えなくても済むよう、医療機関などへの直接支払い制度が導入されました。しかし、現状では支払う出産費用が一時金では足りず、自己負担が必要なケースが多い。最も高い東京都は約62万2,000円で、自己負担が約20万円になる計算です。

出産は、子育てのスタート期に当たり、手厚い支援があることが大切です。少子化克服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためにも、子供の成長に応じたきめ細やかな支援を重ねていくことが重要と考え、一時金はその大事な一手であると考えます。よって、意見書案第9号には賛成いたします。

続きまして、意見書案第10号、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について。

全ての人が姓を名のようになったのは明治維新の後です。当初は夫婦別姓でした。1898年、明治31年に民法ができ、妻は夫の姓を名のる夫婦同姓が規定されました。その後、戦後の民主化の流れの中で1947年、昭和22年に民法が改正され、夫婦どちらかの姓を名のる夫婦同姓になり、今に至っています。

日本のように夫婦同姓が法律で義務づけられている国は世界的に珍しい存在です。アメリカ、イギリス、ドイツ、ロシアなどは同姓か別姓かを選べるようになっています。フランス、韓国、

中国などは原則的に別姓です。イタリアやトルコは夫婦の姓を合わせる結合姓となっています。

国連は、日本の夫婦同姓の規定を女性に差別的だとして、2003年、2009年、2016年と3度、廃止を求める勧告を出しています。夫婦同姓は戸籍法でも求められていますが、日本にある戸籍制度も世界ではとても珍しいものです。家族観は時代とともに変化をします。それぞれの夫婦や家族の事情に合わせて姓を選択できることは、基本的人権の尊重にかなう制度であると考えます。

国会議員が男女共同参画を論じながら、姓の自己決定権を認めないというのは、時代に逆行すると言わざるを得ません。もちろん伝統を守ることの大切さや、家族は同姓であるべきだという考えも尊重されるべきです。だからこそその選択制であると考えます。男女共同参画社会をつくっていくためにも、選択的夫婦別姓の導入について議論をしていかななくてはならないと考えます。よって、意見書案第10号には賛成いたします。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。1番鈴木勝利議員。

[1番鈴木勝利議員登壇]

○1番 鈴木勝利 議員 意見書案第8号、福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書案に対する反対討論を行います。

本年4月13日、政府は東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）で発生している処理水の処分方法を海洋放出とする基本方針を決定いたしました。以下、政府の決定の経緯と処理水の処分方法について明らかにするとともに、決して意見書にあるような批判は当たらないということを指摘したいと思います。

まず、政府の決定の経緯です。福島第一原発では、原子炉内に残る原発事故で溶けて固まった核燃料、燃料デブリを冷やすため常時水がかけられています。この水は高濃度の放射性物質を含んだ汚染水となっています。そこで、多核種除去設備、ALPS、アルプスと呼びますが、などの設備にかけて浄化処理が行われ、浄化された処理水は現在福島第一原発の敷地内に貯蔵されています。本来、ALPSなどによって浄化処理された水は、規制基準を満たした上で安全に処分することが可能です。しかし、環境や人体に対する影響を懸念する声があり、その取扱いに関する検討を重ねてきました。その間、処理水を貯蔵するタンクは増え続け、既に1,000基を超えており、敷地内の多くを占有する状態となっております。

今後、廃炉を進めていくに当たり、燃料デブリの取り出しや廃棄物の一時保管などの作業が発生し、そのための敷地が必要となることから、タンクを増やし続けることはできません。また、大量のタンクが存在していること自体が、風評やリスクの要因となるおそれがあります。処理水の取扱いに関する検討は、2013年から6年以上かけて、専門家や有識者が技術的観

点と風評被害などの社会的観点を踏まえて議論を重ねてまいりました。そして、昨年2月に報告書の形でまとめられました。

そして、この報告書をベースに、地元自治体、農林水産業者などを対象に、数百回に及ぶ意見交換が行われました。また、経済産業省、復興庁、環境省の副大臣が出席し、地元自治体から流通小売まで幅広い関係者から意見を聞く場が7回実施されました。さらに、計29団体43名からヒアリングも行われました。同じく、昨年4月6日からは計117日間にわたって署名意見の募集も行われました。こうした様々な手段で集められた意見や報告書を検討し、また国際原子力機関 IAEA から科学的な根拠に基づくものであるとの報告書への評価も踏まえ、さらに貯蔵タンクの設置の今後の限界も見据えながら政府が決定したものです。したがって、政府の決定が意見書にあるような約束をほごにし、手続的に全く不透明で一方的なものとなつて断ずることはできません。

次に、処理水の処分です。放射性物質を含んだ汚染水をALPSで浄化処理したとしても、今の技術ではトリチウムという放射性物質は取り除くことはできません。一方で、トリチウムは自然界にも存在している物質であり、国内外の原子力施設でも生成されており、それぞれの国の規制に基づいて管理され、海洋や大気などに排出されています。含まれているトリチウムの量としては、貯蔵タンクに保管されている水125万トンのうち、15グラムに当たる量です。また、貯蔵タンクに保管されている約7割にはトリチウム以外の放射性物質が含まれていることも事実です。これはALPSを運用し始めた頃の当時のALPSの浄化性能の問題であり、また現在に比べて汚染水の量が大量であったため、放射線リスクをできるだけ早く低減させるため、敷地内で保管する場合の規制基準をまず満たすことが前提だったからです。

しかし、海洋放出する際は、敷地内で保管する場合の規制基準よりもさらに厳しい環境に放出する場合の規制基準を満たすよう、ALPSを使った浄化処理、2次処理が行われます。この際、規制基準については放射性物質が追加的な公衆被曝線量、人体に与える影響を年間で1ミリシーベルト未満にすることを基本に作成されています。

また、複数の放射性物質の影響が考えられる場合、規制基準は1つの放射性物質ではなく、全ての放射性物質の影響を総合して考えられています。そのために、濃度比例総和という考え方が定められており、これが1を下回っているかどうかで判断されます。そして、この考え方で規制基準はどの原子力施設でも一律に適用され、事故を起こした原子炉だからといって、違う考え方や規制基準が適用されるわけではありません。確かに事故を起こした原子炉が特有のセシウムなどの放射性物質の存在は確認されています。しかし、全ての放射性物質の影響を総合して規制基準を満たすかどうかを考えるわけですから、環境放出を行う場合、当然規制基準に合わせて濃度を低減する処理が行われます。

また、ALPSで取り除くことができないトリチウムについては、2次処理の処理水を排水で100倍以上に希釈することによって、国の基準値の40分の1程度、世界保健機関、WHOの飲料水水質ガイドラインの7分の1程度に濃度を薄めることになります。

一方で、処分される放射性物質の量による影響はどうかといいますと、今回の基本方針に従った処分をすることによって、通常1年間に自然界から受ける放射線の影響でさえ2.1ミリシーベルトありますが、その10万分の1以下に抑えることができるとされています。

続いて、なぜ海洋放出なのかという問題です。専門家や有識者の間では、前例や実績を踏まえ、海洋放出と水蒸気放出の2つが現実的だとされました。しかし、世界中の数多くの原子力施設でも規制基準を満たすよう、希釈した上で海洋放出が実施されていること。海流の変動は気候の変動と比較して少なく、モニタリングが比較的容易であること。そして、IAEAが海洋放出は技術的に実現可能であり、国際慣行にも沿っていると評価していること。これらを理由に海洋放出に決定いたしました。

以上は、経済産業省、資源エネルギー庁ホームページでも明記されていることであって、政府の説明不足はあるにしても、多くの事実誤認、事実隠蔽が含まれているとは言えません。以上を勧谏すると、海洋放出を取りやめなければならない根拠は見当たりません。むしろ、増え続ける処理水の処分に責任を持って取り組み、福島復興に不可欠な福島第一原発の廃炉を一刻も早く進める環境を整えることこそ、責任ある政治の在り方だと考えます。

無論、大前提として2年後をめどに海洋放出が実施される予定でありますから、その間に科学的な根拠に基づく分かりやすい情報発信に努め、漁業関係者、地元住民をはじめ、国民全体、そして国際社会の理解を十分に得られるようにしなければなりません。同時に、漁業関係者等への不安払拭のため、風評被害対策の明確化、安全性の担保に政府は一段と努力しなければなりません。

したがって、本趣旨により福島第一原発事故による汚染水、処理水の海洋放出の取りやめを求める意見書案に対して反対いたします。議員各位の御理解と懸命な御判断をお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 意見書案第8号に対する賛成の立場で討論を行います。

政府は、4月に処理水を海洋放出する方針を決めた後に、自治体や漁業、観光業などの関係者から意見を聴取することといたしておりました。その中で、海中で放射性物質を放出しやすいようにするには沿岸から離して沖合に流すべきだ、このような意見も出されていると言っております。福島第一原発では、保管された処理水は汚染水の浄化されないまま、除去できな

い放射性物質トリチウムが主に残されております。この処理水に海水を混ぜて、トリチウムの濃度を国の基準の40分の1、これ未満にして薄めて海に流すということでした。

東京電力は、風評被害についても、風評被害が起きた場合、賠償方針を発表いたしております。しかし、現在までの国や東京電力の進め方からして、到底理解を得ることができないことは明らかであります。

今回の海洋放出の決定については、環境汚染だけではなく、復興に向けて懸命に頑張っておられる福島に住む方、また茨城沿岸でもそうですが、漁業を生業とする、そういう方々の住民の理解は到底得られない、このように考えております。そういう方々に過大な負担を強いることにつながります。

よって、意見書案第8号に賛成いたします。関係各位の御賛同を心からお願いいたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第43号ないし議案第52号の10件、認定第1号の1件、意見書案第7号ないし意見書案第13号の6件、決議案第5号の1件について順次採決いたします。

初めに、議案第43号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、意見書案第7号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号、福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、意見書案第8号は否決されました。

次に、意見書案第9号、出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、意見書案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号、県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、意見書案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決議案第5号、会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、決議案第5号は否決されました。

次に、日程第19、議案第55号の1件を議題といたします。

議案第55号 調停について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 現在上程しております議案に加え、本日1件の追加議案を上程いたします。

議案第55号は調停の成立についてございまして、本件は平成25年12月に発生した牛久市国民健康保険被保険者の交通事故に係る保険給付分の求償に対して、事故の相手方が求償債務の不存在の確認を求めて土浦簡易裁判所に申し立てた調停に関して、このたび、調停が成立する見込みとなったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第55号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第55号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第55号の1件について、採決いたします。

議案第55号、調停について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されまし

た。

次に、日程第20、議員提出議案第3号の1件を議題といたします。



議員提出議案第3号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 議員提出議案第3号、朗読をもって提案理由に代えてまいります。

牛久市議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

牛久市議会会議規則第2条及び第91条の欠席の届出について、令和2年第4回定例会において議案上程し、一部改正を行ったところであります。

しかしながら、本年1月全国市議会議長会より、多様な人材の市議会への参画を促進することが議員の成り手の確保にもつながるとの観点から、これに沿った対応を図ることが適当とされ、標準市議会会議規則の改正により、再度見直しを行いました。

牛久市議会会議規則の一部改正の主な改正内容としましては、まず、会議規則第2条、会議の欠席の届出についてであります。現在の会議規則は、第2条第1項中「議員は、公務、疾病、看護、介護、出産支援又はその他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。」となっておりますが、新たに「疾病」の次に「育児」を加え、「出産支援又はその他の事故」を「配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改め、令和3年10月1日より議会を欠席することができることといたします。

次に、会議規則第91条、委員会の欠席の届出についてであります。第91条も第2条同様の改正内容に改め、令和3年10月1日より委員会を欠席することができるように変更し、牛久市議会会議規則の一部を改正するものであります。以上です。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第3号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議員提出議案第3号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号の1件について採決いたします。

議員提出議案第3号、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之 議長 本案は、総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドボックスに掲載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第22、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之 議長 本案は、環境建設常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サ

イドボックスに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第23、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○杉森弘之 議長 本件は、サイドボックスに登載いたしましたとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和3年第3回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 鈴 木 勝 利

署名議員 藤 田 尚 美